

瀬谷駅北口駅前広場活用推進協議会規約

制定 平成19年2月8日
最近改正 令和7年8月20日

(名称)

第1条 本会は、瀬谷駅北口駅前広場活用推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、瀬谷駅北口駅前広場（以下「広場」という。）に近接する事業者、住民及び区内関係機関等が、広場の適正利用や活用策について情報共有及び意見交換を行い、事業を実施する等安全で快適な広場づくりに寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について、協議及び実施をすることとする。但し、他組織等が実施する事業や課題に対する取組についての了承及び決定は行わない。

- (1) 広場を利用した事業やイベントに関する情報交換、連絡調整
- (2) 広場についての課題や適正利用・活用策等についての協議会メンバーの意見の集約
- (3) このほか、第2条の安全で快適な広場づくりに資する事業の実施

(会員)

第4条 協議会は、広場に近接する事業者、住民、広場に関する区民団体でこの会の趣旨に賛同した者及び区内関係機関を会員とし、別表のとおり構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人

2 会長は、瀬谷第一地区連合町内会会長をもって充てる。

3 副会長の選出は、会長が会員の中からの指名による。

4 副会長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 第4項の規定にかかわらず、次期役員が決定されるまでの間は、従前の役員がこれにあたる。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、その事務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第7条 会長は、協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問の任期は会長が定めるものとする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。

2 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見、説明等を聞くことができる。

(議決事項)

第9条 協議会における議決事項は、以下のとおりとする。

(1)協議会規約の改定

(2)事業実施の決定

(3)その他、事業実施に関する重要な事項

2 会議は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

3 会議の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議に出席できない会員は、会長又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

5 前項の場合における第2項及び第3項の規定の適用については、代理人の出席をもって出席したものとみなす。

6 会長は、やむを得ない理由により会議を招集することが困難であると認めるときは、会議は書面によることができる。

(分科会)

第10条 会長は、特定の事項に関する検討を行うため、協議会に分科会を設置することができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、瀬谷区総務部区政推進課及び地域振興課におく。

(会議録)

第12条 会長は、事務局をして会議の会議録を作成する。

2 会議録は、区ホームページにおいて公開し、縦覧に供する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成19年2月8日から施行する。

この規約は、平成20年10月24日から施行する。

この規約は、令和3年11月30日から施行する。

この規約は、令和7年3月31日から施行する。

この規約は、令和7年8月20日から施行する。

別表

1	瀬谷第一地区連合町内会	会長
2	中原町内会	会長
3	瀬谷四丁目町内会	会長
4	瀬谷駅北A地区街づくり研究会	座長
5	ライフプラザ横浜瀬谷住宅部分管理組合	理事長
6	ロイヤルシャトー横濱瀬谷管理組合	理事長
7	相模鉄道株式会社	経営企画担当課長
8	ハックドラッグ 瀬谷駅北口店	店長
9	瀬谷中央接骨院	院長
10	湘南ゼミナール 瀬谷教室	教室長
11	株式会社マルエツ 瀬谷店	店長
	株式会社マルエツ	不動産管理部長
12	株式会社イトーヨーカ堂 食品館瀬谷店	店長
13	瀬谷駅前保育園	園長
14	本郷地区連合自治会	会長
15	瀬谷北部町内連合会	会長
16	瀬谷第二地区連合自治会	会長
17	相沢町内連合会	会長
18	瀬谷区役所	副区長